



2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 S & J 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 三 輪 信 雄
(コード：5599 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 經 田 洋 平
(TEL.03-6205-8500)

取締役の報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額の改定とともに、取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。これに伴い、本制度に関する議案を2025年6月25日開催予定の第17回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

I. 取締役の報酬額の改定について

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額は、2022年6月27日開催の第14回定時株主総会において、年額100,000千円以内とご承認をいただいております。また上記報酬額と別枠で、2023年3月22日開催の臨時株主総会において、ストック・オプションとして第3回新株予約権2,700個を上限として割り当てることにつきご承認をいただいておりますが、今般、その後の経営環境および経済情勢等の変化により、今後ますます取締役の責務や期待される役割が拡大していることを勘案いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額200,000千円以内に改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、監査等委員である取締役の報酬等の額について変更はございません。

II. 譲渡制限付株式報酬制度の導入

1. 本制度の導入目的

本制度は、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額は、本株主総会においてご承認いただきますと、年額200,000千円以内となりますが、本制度は、当該報酬枠とは別枠として、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額30,000千円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年30,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の

日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会の委任により報酬委員会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が岡三証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上